

介護人材関連補助金における支出内容及び外国人介護人材受入れ経緯の透明化
を求める条例制定についての陳情

趣旨

船橋市が実施している介護人材確保に関する各種補助金制度においては、主に人材派遣会社等への斡旋手数料に補助金が充てられている実態が御座います。しかしながら、斡旋手数料そのものの詳細な内訳が記載されていない場合が多い為、透明性及び妥当性の検証が困難な状況となっております。外国人介護人材受入れ自体についても、国内人材確保に向けた募集活動や処遇改善努力等をどの程度実施した上で外国人材受入れに至ったのか、その経緯及び必要性も第三者では確認ができない状態です。

また、補助対象の支出内訳に日本語研修費用が含まれている場合もありますが、研修の実施内容及び成果が客観的に確認できず、こちらについても公費支出としての妥当性を十分に検証することが難しくなっております。国内人材と比較して外国人材の方が低廉なコストで確保可能である場合に、さらに公費による補助が投入される事は、公平な自由競争環境の阻害に繋がります。単に費用のみを補助対象とするのではなく、実際にどのような研修が実施され、どのような成果があったのかを客観的に確認可能とする必要があると考えます。

よって、介護人材関連補助金を使用する際には、外国人介護人材受入れに至る経緯、日本語研修の実施内容及び成果、並びに斡旋手数料の詳細な内訳について明示を義務付ける条例又は規則を制定されるよう陳情いたします。

陳情事項

1.外国人介護人材受入れに関する補助金を申請する際は、介護事業者に対し、国内人材ではなく外国人材を受け入れるに至った経緯について、以下を含む資料提出と公開を義務付けること。

- ・国内人材募集の実施状況
- ・求人媒体利用状況
- ・賃金改善等の実施内容
- ・人材確保に至らなかった経緯
- ・外国人材受入れに至る判断理由

2.補助対象に日本語研修費用が含まれる場合、研修内容及び成果が確認可能な以下の書類等を、研修を実施した企業から介護事業者に対し提出させる事を義務付け、且つ公開できる状態にすること。

- ・研修実施内容
- ・実施時間及び参加人数
- ・使用教材
- ・研修成果を確認できる記録又は評価資料

3.人材派遣会社への斡旋手数料について、以下の内訳記載を義務付けること。

- ・契約内容
- ・手数料算定根拠
- ・業務内容別費用
- ・通訳・生活支援・申請支援等の費用区分
- ・その他関連費用の明細

何卒、趣旨をご理解頂き適切なお審議を賜りますようお願い申し上げます。